

## 生物多様性保全利用指針 OKINAWA を利用する皆様へ

この度、自然状況や社会状況の変化を踏まえて、本県では生物多様性の保全とその適正な利用を目的に、生物多様性保全の観点から「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」（以下、BD 指針という。）を改めて策定いたしました。

つきましては、皆様に「BD 指針」をご利用していただくにあたり、留意事項をまとめました。

### 【留意事項】

- 1 環境カルテにおいて示している「保全優先度」とは、17の生物分類群を対象とし、文献等の既存資料や現地調査による約9,500種の生物分類情報のビッグデータを解析して得られた生物推計分布情報について、絶滅危惧種等の貴重種が生息する可能性のある区域について重み付けを行い、対象範囲の全ての区域について、種の多様度や貴重種保護の観点から相対的にA, B, C, D, Eの順に区分したものです。そのため、環境カルテの中で「保全優先度」の項目が“E”とあっても、対象範囲の区域の中での「保全優先度」が相対的に低いということであり、必ずしも該当する区域の自然環境保全の必要性が低いということにはなりません。

(例) 陸域の原生林地域(例:西表島の山地)やサンゴが高被度で広範囲に分布している海域(例:石西礁湖)などは自然環境の保全の必要性が非常に高い区域であるが、環境条件が比較的均一である場合、生物種も環境条件に応じた種に限定されるため、生物多様性の視点からは「保全優先度」が低く評価されることがある。

- 2 環境カルテにおいて示している「保全利用指針(カテゴリ)」とは、区域ごとの「保全優先度」や植生・土地利用の現況から、生物多様性の保全や自然環境を持続可能に活用するための方向性として分類を行ったものです。そのため、「保全利用指針(カテゴリ)」の位置づけは、生物多様性の高さや、自然環境の保全の必要性を示す指標ではあるものの、順位付けしたものではありません。
- 3 BD指針の中心となる環境カルテには、「保全利用指針(カテゴリ)」のほか、「保全優先度」、土地利用の現況、生物文化、法規制の状況などの各種情報を掲載しており、それらの情報を総合して「環境配慮方針」を作成しています。開発等の検討における基礎資料としてBD指針を利用する際には、「環境配慮方針」の内容を踏まえ、事業実施の際の環境への配慮や、自然環境の利活用について検討してください。
- 4 開発等の検討にあたっては、BD指針で示している生物多様性の保全の視点のほか、自然環境の保全の視点からも検討をする必要があります。また、生物多様性の保全に関する社会的な流れ、生物多様性保全の手法や生物多様性に配慮した開発や計画についても考慮する必要があります。

- 5 なお、開発等にあたっては、該当する区域の環境カルテに記載されている保全利用指針のカテゴリや法規制の記載内容にかかわらず、環境関連法令及び環境関連法令以外の他法令に係る最新の規制状況を必ず確認してください。規制を受けている場合には、法令に基づく許可や届出等が必要となります。